

情報を共有し合って 安全・安心な町へ ～防犯情報・不審者情報～



子どもたちをめぐる事件や事故が多発している昨今。町では、子どもたちの安全・安心のため、さまざまな取り組みが行われていますが、その一つとして、町のホームページと、携帯電話のメール機能を使った「防犯情報・不審者情報」の発信が行われているのを知っていますか。

そこで、この内容や私たちに情報が届くまでの手順などを、担当の町教育総務課に伺いました。

まがじゅくり情報特派員
石崎 雅美

「防犯情報・不審者情報」の発信とは

開成町を含む足柄上郡や南足柄市で起こったり、目撃されたりした不審者の情報、町のホームページと、携帯電話のメール機能を使って発信されています。

※携帯電話での不審者情報の提供は現在、幼稚園、小学校、中学校の保護者の登録者が対象

情報が届くまで

これまでホームページでの情報提供のみでしたが、今年度からは、かねてから要望の多かった携帯電話のメールでの情報提供が始められました。

情報を共有して
安心・安全なまちへ

今年度は、すでに16回(8月25日現在)情報発信されており、うち1回は町内で起こった不審者の事例でした。

は、内容を確認し、情報を発信するための体裁を整えて、各市町の教育委員会へ連絡します。

これを受けた町の教育委員会は、まず、幼稚園、小学校、中学校にFAXと電話で情報を伝えます。当日の下校指導にこの情報を生かすためです。

それから、携帯電話のメール配信を登録している保護者に通信会社のサービスを利用して情報が発信され、同時に、環境防災課を通じて町のホームページに情報が掲載されます。

教育委員会では、情報発信を行ったあとも、状況に応じて、幼稚園、小学校、中学校の下校指導と連携して、車や徒歩でパトロールを行うなどの対策をとるそうです。

携帯メールを利用した配信を登録している保護者は約420名。受信には通信料が必要ですが、今までのように、自分から町のホームページを開かなくても、情報がある時は携帯電話にメールが届くので便利です。

携帯メールへ配信が始まって4か月あまりが経過して、登録している保護者からは、「被害や目撃情報があったから、「情報が届くまでの所要時間の長さが気になる」という声があるといえます。確かに、送られてくる情報をみてみると、前日に起こった被害の情報であつたりすることが多いように思います。

これは、下校時に被害に

あつた時、不審者を目撃した児童や生徒が、幸いにして被害がなかったためか、翌朝学校に行つてから前日の被害・情報を通報するケースが多いためです。

町のホームページで
ご覧いただけます！



ココをクリック！

http://www.town.kaisei.kanagawa.jp
「防犯情報・不審者情報」
発生日、時間帯、発生場所、内容、不審者の特徴などの情報を見ることができます。
(不審者情報について)
教育総務課 ☎84-0324

裁判員制度特集 第2回

裁判員はどのようにして 選ばれるのか



裁判員を選ぶ手続きは、市町村の選挙管理委員会が、衆議院議員選挙の選挙権のあるかた(有権者)の中から裁判員候補者となる人を選ぶことから始まります。その後、実際に刑事裁判に参加する裁判員が決定するまでには、いくつかのステップがあります。今月号では、裁判員に選任されるまでを紹介いたします。

横浜地方裁判所総務課 ☎045-201-9631(代表)
開成町選挙管理委員会(総務課) ☎84-0310

前年の秋ごろ

裁判員候補者名簿の作成

市町村の選挙管理委員会が、有権者の中から、翌年一年間の裁判員候補者となる人を選び、その結果をもとに、裁判所ごとに裁判員候補者名簿が作られます。

前年の12月ごろ

名簿に記載されたかたに、 通知・調査票が送付されます。

裁判員候補者名簿に記載されたかたには、裁判所から名簿記載通知とともに、裁判員にならない事情の有無などを尋ねるための調査票が送られます。

この段階では、具体的な事件や日程にかかわりのない次のような事項が尋ねられます。

- ① 自衛官や警察職員など、法律の規定により裁判員にならない職業に就いていないか
- ② 70歳以上、学生または生徒、過去5年以内における裁判員経験者などに該当する場合で、翌年一年間にわたって裁判員となることの辞

退を希望するか
①に該当するかや②に該当し辞退を希望するかは、裁判員に選ばれることはなくなります。

原則裁判の6週間前まで

事件の1週間 裁判員候補者が選ばれます。

実際に裁判員が参加する裁判を行うことになる、裁判所で行われること、裁判員候補者名簿の中から、その事件の裁判員候補者が選ばれます。

裁判員候補者に、 呼出状・質問票が送付されます。

裁判員候補者に選ばれたかたには、裁判所から選任手続を行う期日をお知らせするための呼出状と辞退希望の有無などを確認するための質問票が送られます。

質問票では、具体的な裁判の日程を前提とした辞退希望の有無やその理由が尋ねられます。この質問票に記載された内容から、辞退事由に当たることが明らかになれば、裁判所は呼出しの取り消しを行い、その旨が通知されますので、裁判所へ行く必要はなくなります。

裁判員等選任手続期日

裁判員候補者から裁判員を 選ぶための手続を行います。

呼出状を受け取った裁判員候補者は、呼出状に記載された選任手続期日に裁判所へ行くことになります。

選任手続では裁判長が、裁判員候補者に対し、不公平な裁判をする恐れの有無、辞退希望の有無・理由などについて質問します。裁判員候補者のプライバシーを保護するため、この手続は、非公開となっています。

6人の裁判員を選任

最終的に事件ごとに裁判員6人(必要な場合には補充裁判員も選任)が選ばれます。通常の事件であれば、午前中に選任手続が終了し、午後から審理が開始されます。

裁判員制度特集スケジュール

掲載号	掲載内容
第1回 8月号	刑事裁判の仕組みが大きく変わります
第2回 9月号	裁判員はどのようにして選ばれるのか
第3回 10月号	裁判員に選ばれたら(実際の裁判では)
第4回 11月号	裁判員に選ばれたら(具体的な疑問)
第5回 12月号	候補者となったことのお知らせが届いたら